

岸之浦地区地区計画の変更について

《都市計画法第 16 条に基づく縦覧》

◆縦覧及び意見書の提出状況について

実施期間及び縦覧者数	期間：平成 30 年 8 月 2 日（木）～8 月 16 日（木） 場所：岸和田市都市計画課 縦覧者数：1 名
意見書の提出	提出期限：平成 30 年 8 月 23 日（木） 意見書数：0 通

《都市計画法第 17 条に基づく説明会及び縦覧》

◆説明会開催日及び参加者数について

日 時	場 所	参加者数
平成 30 年 11 月 19 日（月） 19 時～	岸和田市立職員会館	5 名

◆説明会での質疑・意見の概要について

質疑・意見の概要	回答概要
当該地区は産業拠点であるが、どのような考え方で診療所と保育所を制限しないのか。	働く場の環境整備の観点から制限しないこととしている。 ただし、患者収容施設を有する診療所については、住工混在の解消の考え方から制限する。
企業が保育所を建築する場合、敷地面積を 1,000 m ² 未満に分割することは可能か。	その場合にも、敷地面積を 1,000 m ² 未満に分割することはできない。

◆縦覧及び意見書の提出状況について

実施期間及び縦覧者数	期間：平成 30 年 12 月 4 日（火）～12 月 18 日（火） 場所：岸和田市都市計画課 縦覧者数：0 名
意見書の提出	提出期限：平成 30 年 12 月 18 日（火） 意見書数：0 通